

市第 160 号議案

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテ
ーションセンター条例の一部改正

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテ
ーションセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテ
ーションセンター条例の一部を改正する条例

（横浜市地域療育センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市地域療育センター条例（昭和60年 6 月横浜市条例第
19号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項中「横浜市南部地域療育センター又は横浜市
北部地域療育センター（以下「横浜市南部地域療育センター等」
という。）」を「センター（横浜市中部地域療育センターを除く
。）」に改める。

第 9 条第 3 号中「横浜市南部地域療育センター等」を「センタ
ー（横浜市中部地域療育センターを除く。）」に改める。

別表中「横浜市神奈川区」を「横浜市鶴見区及び神奈川区」に
改め、「横浜市保土ヶ谷区」の次に「及び旭区」を加える。

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第 2 条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年 3
月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「次項」の次に「及び第 3 項」を加え、同

条に次の 1 項を加える。

- 3 リハセンターにおいて法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）を利用しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

第 8 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える

。

- (4) リハセンターにおいて児童デイサービスを利用する場合（児童福祉法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、法第 29 条第 3 項の規定により定められた児童デイサービスに係る費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市東部地域療育センター等において児童デイサービスを実施するため、横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域療育センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用の承認）

第 5 条の 2 （第 1 項省略）

- 2 センター（横浜市中部地域療育センターを除く。）
横浜市南部地域療育センター又は横浜市北部地域療育センター
（以下「横浜市南部地域療育センター等」という。）において障
害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定す
る児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）を利
用しようとする児童の保護者は、第 7 条第 1 項に規定する指定管
理者の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる
額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わ
なければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) センター（横浜市中部地域療育センターを除く。）において
横浜市南部地域療育センター等
児童デイサービスを利用する場合（法第 21 条の 6 の規定により
利用する場合を除く。）は、障害者自立支援法第 29 条第 3 項の
規定により定められた児童デイサービスに係る費用の額及び同
条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理
者が市長の承認を得て定める額

（第 4 号省略）

別表（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
横浜市東部地域療育センター	<u>横浜市鶴見区及び神奈川区</u> 横浜市神奈川区
(省 略)	
横浜市西部地域療育センター	横浜市保土ヶ谷区 <u>及び旭区</u>
(省 略)	

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用の承認）

第 4 条の 2 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設を利用しようとする児童の保護者は、第 6 条第 1 項に規定する指定管理者（次項 及び第 3 項において「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

（第 2 項省略）

3 リハセンターにおいて法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）を利用しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) リハセンターにおいて児童デイサービスを利用する場合（児童福祉法第 21 条の 6 の規定により利用する場合を除く。）は、

法第 29 条第 3 項の規定により定められた児童デイサービスに係る費用の額及び同条第 1 項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(5)
(4) (本文省略)